

議事要旨(1) 金融商品専門委員会における検討状況について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、IFRS第9号の適用時期は、2013年1月1日以降に開始する事業年度からであったが、その適用時期を2年間延期し、2015年1月1日以降にするということについて、IASBのボード会議で議論され、その後の7月26日に公表されたIASBワークプランで、この適用時期の延期については第3四半期に公開草案を出して、決定されることになったとの報告があった。続いて、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下、「検討状況の整理」）において、特に、現金を金融商品の定義とどのように関連付けるか、及び資本性金融商品の定義に関し、現時点での予備的な考察について、審議してほしい旨の説明があった後に、板橋シニア・プロジェクトマネージャーより、審議事項（1）－3及び（1）－4に基づき、コメント対応案について説明がなされた。

委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- あるオブザーバーから、金融商品とは、「一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約」とするならば、現金は、一方の企業にとっての金融資産であり、他方、つまり中央銀行においては金融負債にあたるので、金融商品の定義に含まれるのではないかと、との発言があった。これに対して、事務局からは、兌換紙幣でない現金は、それ自体は請求権を表すものでないので、金融商品の定義を満たさないと考えている旨を示したうえで、ただし、実態上の問題が少ないため、特段、対応しない旨の説明があった。
- ある委員から、IAS 第 32 号 AG 7にあるように、契約上の権利又は契約上の義務の連鎖が、最終的に現金の授受等につながる場合に、金融商品の定義を満たすのであれば、我が国においても、今後同じかたちで整理したほうがよい、との発言があった。
- あるオブザーバーから、IFRS 第 9 号を受け入れる以上は、資本性金融商品の定義を拡大するという選択肢はないと考えているので、持分投資の定義を、現時点では新たに設けないとする案でよいのではないかと、との発言があった。
- ある委員から、我が国で上場している優先出資証券は、おそらく、IFRS では負債性金融商品であり、日本基準ではエクイティに分類されると思うが、プッタブルな金融商品について、我が国の現行実務に与える影響について分析を行う予定はあるのか、という質問があった。それに対して事務局からは、持分投資の考え方については、具体的な例示を含めて提示していきたい旨の回答を行った。

以上